資料２

平成30年度

各グループにおける事業説明について

業務部　業務グループ
（債権管理･債権回収）

平成 30 年 7 月 18 日

全国健康保険協会 宮崎支部
協会けんぽ

債権管理・債権回収

１．返納金債権の発生防止のための保険証回収強化

２．債権回収業務の推進

債権管理・債権回収

○債権とは

「全国健康保険協会の債権の管理に関する規定」において、「協会の債権」及び「債権」とは、金銭の給付を目的とする協会の権利をいう。

○債権の種類

（法：健康保険法）

①保険給付返還金（法第58条第1項）・・・偽りその他不正の行為により受けた保険給付の返還金

②事業主徴収金（法第58条第2項）・・・・・上記（第58条第1項）に係る事業主からの連帯徴収

③診療報酬返還金（法第58条第3項）・・・保険医療機関等からの返還金（加算金を含む）

④一部負担徴収金（法第74条第2項）・・・保険医療機関等からの請求に基づく一部負担金の徴収
（協会の債権ではない。）

⑤事業主徴収金（法第109条第2項）・・・事業主から受けるべき報酬が支払われなかったために支給した傷病手当金又は出産手当金にかかる事業主からの徴収金

⑥延滞金（法第181条）・・・・・・・・・・・・・・・徴収金にかかる延滞金

⑦損害賠償金（民法第709条）・・・・・・・・・損害賠償請求権の代位取得（健康保険法第57条第1項）

⑧返納金（民法第703条）・・・・・・・①保険給付過払い等によるもの（傷病手当金と年金との調整等）
②療養の給付の被保険者からの返納金（資格喪失後受診等）

⑨高額医療貸付返済金・・・・・・・・・・・・・・高額療養費の貸付にかかる返済金

⑩出産費用貸付返済金・・・・・・・・・・・・・・出産育児一時金の貸付にかかる返済金

１．返納金債権の発生防止のための保険証回収強化

（１）被保険者証の早期回収

〇被保険者証未返納者への早期対応

・１次文書催告を日本年金機構が行う資格喪失処理後の２週間後、２次催告を１次催告送後２週間以内に実施

〇催告文書が未送達 となったものへの対応

・事業主へ電話連絡を行い、回収状況確認および未返納者の連絡先の確認を行う（新住所判明の場合は、文書催告を実施）

〇日本年金機構より回付される「被保険者証回収不能届」への対応

・連絡先が判明している者については早期に架電し、退職後の不正防止および返納催告を実施

※厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、健康保険・厚生年金保険資格喪失届又は被扶養者（異動）届に被保険者証が添付されていない場合は、「被保険者証回収不能届」の提出を求める取扱いとなった。（平成30年3月5日施行）

（２）事業主等への広報

〇資格喪失届への被保険者証添付の徹底

・被保険者証返納催告の対象者が多い事業所へ資格喪失届への被保険者証添付の依頼文書等を送付

〇健康保険委員研修等の活用

・健康保険委員研修等を利用し、資格喪失後の保険証早期回収について依頼を行う

〇チラシ・広報誌・医療機関等掲示ポスター等の活用

・新規適用事業所へ「正しい保険証のルール」のリーフレットを送付

・宮日新聞（県内最大シェア67%）に保険証使用期限等に関する記事を掲載し、周知を図る

・定期的に広報誌やメールマガジンを利用し、被保険者証の取り扱いについての広報を行う

・医療機関等掲示ポスターを作成、掲示依頼を行う

【平成29年度の取り組み実績】

被保険者証回収催告実績

（件）

保険証		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
催告状発行	一般	182	332	225	283	251	215	220	153	147	177	205	141	2,531
	任継	118	250	9	77	61	65	156	14	70	124	12	70	1,026
電話催告実績	一般	8	8	3	2	5	2	5	6	4	4	5	3	55
	任継	7	12	13	3	8	8	24	9	14	9	15	5	127

被保険者証の回収率（平成29年4月～平成30年1月喪失者）
※平成30年2月28日に抽出したデータ（平成30年1月末までの回収登録実績反映）で集計

一般　宮崎支部：98.7%（全国：97.3%）
任継　宮崎支部：95.2%（全国：95. 5%）

【平成30年度の取り組み状況】

被保険者証回収催告実績

（件）

保険証		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
催告状発行	一般	254	598											852
	任継	74	305											379
電話催告実績	一般	15	25											40
	任継	7	7											14

２．債権回収業務の推進

（１）新規発生債権の早期回収

〇速やかな催告及び法的手続等の実施

・ルーチン化した事務処理フローに基づき催告及び法的手続きを行う。

〇高額債権への早期対応

・金額10万円以上の債権で、電話番号判明者については納付書発送前に架電し、内容説明及び納付交渉を行う。

（２）保険者間調整の積極的な活用

〇文書催告の際の保険者間調整利用勧奨の徹底

・文書催告を行う際、アウトソースによる保険者間調整の案内文書を全件送付し、利用の促進を行う。

〇電話・訪問催告時の利用勧奨。

・電話催告や戸別訪問の際に資格喪失後に加入した健康保険を確認し、保険者間調整の利用勧奨を行う。

(H30年度保険者間調整実施目標　支給決定人数：120人、回収額：900万円以上。)

（３）法的手続の実施

〇債権の種類を問わず、電話や文書催告に応じない者へ債権調定後6か月以内に法的手続きを行う。

・ルーチン化した法的手続き（現年度分）と合わせて過年度債権も積極的に法的手続きを行う（平成30年度法的手続き目標52件）

（４）過年度債権への対応

〇定期的な催告の実施。（就業先送付を含む）

・債権全体を3グループに分け、毎月１グループずつ文書催告を行うことにより、年４回の文書催告を行う。また、再就職が確認できたものについては、就業場所への催告送付を行う。

【平成29年度の取り組み実績】

返納金債権納付催告等実施計画及び実績

（件）

返納金		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
発生件数	計画	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1,200
	実績	118	82	142	81	103	164	224	131	110	112	134	7	1,408
電話催告	計画	110	110	110	130	130	130	110	110	110	130	130	130	1,440
	実績	126	139	139	159	127	164	154	174	167	136	125	133	1,743
訪問催告	計画	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	240
	実績	25	21	20	31	20	43	20	20	20	20	35	34	309
最終催告	計画	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	実績	10	7	14	7	8	6	5	5	5	6	6	8	87
法的手続※	計画	4	4	4	4	4	5	4	4	4	4	4	5	50
	実績	5	5	8	0	10	12	4	5	6	5	0	5	65

※法的手続は簡易裁判所へ支払督促の申し立てを行っている。（訴訟手続による履行の請求）

保険者間調整実施計画及び実績（回収分）

（件、円）

保険証		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
計画	件数		20		20		20		20		20		20	120
	金額		1,500,000		1,500,000		1,500,000		1,500,000		1,500,000		1,500,000	9,000,000
実績	件数		10		18		12		10		21		10	81
	金額		912,742		1,050,354		1,023,361		147,874		2,069,265		821,050	6,024,646

【平成29年度　債権回収率】

（　）内は28年度実績

債権種別	年度区分	調定額（円）	回収額（円）	回収率	全国回収率
返納金	現年度	49,826,384	37,902,197	76.07%（64.98%）	（65.05%）
	過年度	47,122,720	13,116,401	27.83%（29.61%）	（20.84%）
損害賠償金	現年度	85,191,603	81,430,652	95.59%（85.14%）	（91.89%）
	過年度	14,248,201	2,051,292	14.40%（24.65%）	（34.71%）
診療報酬返還金	現年度	30,087	30,087	100%（100%）	（57.04%）
	過年度	3,506,916	0	0.00%（0.00%）	（13.56%）

【返納金の内訳（現年度）】

内訳	区分	調定	回収	回収率	全国回収率
無資格受診	件数（件）	1,080	873	80.83%	（68.90%）
	金額（円）	18,612,504	12,455,509	66.92%	（53.91%）
業務上傷病	件数（件）	41	38	92.68%	（92.31%）
	金額（円）	4,304,297	3,037,516	70.57%	（88.84%）
傷病手当金 障害年金調整	件数（件）	78	63	80.77%	（76.80%）
	金額（円）	21,602,169	18,270,163	84.58%	（72.93%）
傷病手当金 老齢年金調整	件数（件）	30	26	86.67%	（82.22%）
	金額（円）	1,984,487	1,515,657	76.38%	（68.08%）
その他	件数（件）	90	82	91.11%	（87.53%）
	金額（円）	3,322,927	2,623,352	78.95%	（59.49%）

【現状における課題等】

〇返納金債権を発生させない（無資格受診防止の）ための効果的な取り組み

〇発生した債権は速やかに回収を行わなければ時間の経過とともに回収が難しくなるため、新規発生分の回収について事務処理フローの徹底が必要

〇労働災害、通勤災害による健康保険の使用の防止及び周知広報

〇第三者行為の無届けによる健康保険の使用防止及び届出の周知広報

〇交通事故による損害賠償金における加害者の任意保険未加入に伴う個人に対する多額の請求及び対応の長期化

（参考）自動車保険都道府県別加入率（2017年3月末）

任意保険における対人賠償保険 加入率　宮崎県：59.7%（44位）　全国：74.3%

〇債権回収実績の都道府県単位保険料率への反映（平成30年度から）